

北海道を取り巻く環境や社会の状況について

1 主な社会情勢

- 我が国においては、今後数十年間は人口の減少は避けられず、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、特に北海道では全国を上回るスピードで少子高齢化・人口減少が進むと見込まれる。
地方から都市への若年層を中心とする流入の継続により、人口の地域的な偏在が加速化し、地域におけるコミュニティの弱体化や担い手不足により環境保全の取組にも深刻な影響が懸念される。
- 大規模な地震や自然災害が頻繁しており、災害への備えは喫緊の課題となっている。
- 第四次産業革命と呼ばれる人工知能（AI）やモノのインターネット化（IoT）等の技術が進展・普及しつつある。
- 環境・社会・企業統治といった要素を重視するESG投資が拡大しつつある。

2 国際的な環境行政の動向

- 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの採択（H27.9）により、世界が目指すゴール（SDGs）が掲げられるなど、新たな世界の共通目標が掲げられた。
- パリ協定の採択（H27.12）により、2℃目標達成のため 21 世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すこととし、より一層の緩和の要請が強まるとともに、温暖化が進むことを前提とした適応が必要となっている。

3 国の主な環境行政の動向

○第5次環境基本計画（平成30年4月策定）

温室効果ガスの削減や資源の有効利用、森林の荒廃、野生鳥獣被害、生物多様性の保全といった環境問題と、人口の減少等に伴い疲弊する地域経済の課題、災害等への社会的な課題が相互に関連し複雑化していることを踏まえ、第5次環境基本計画において、**環境・経済・社会の統合的向上を目指す方向性**が示された。

<第5次環境基本計画の概要>

■現状・課題認識

- ・我が国が抱える環境・経済・社会の課題相互に関連・複雑化
- ・パリ協定、SDGs等、時代の転換点とも言える国際的潮流

■持続可能な社会に向けた基本的方向性

- ・SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
- ・地域資源を持続可能な形で活用
- ・幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

■施策の展開

- ・分野別横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- ・環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく推進

地域循環共生圏
～持続可能な地域づくり～

○気候変動適応法（平成30年6月公布、平成30年12月施行）

気候変動の影響による被害を回避・軽減するために制定。

<気候変動適応法の概要>

■適応の総合的推進

- ・国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化

■情報基盤の整備

- ・適応の情報基盤の中核として国立環境研究所を位置づけ

■地域での適応の強化

- ・都道府県及び市町村に、地域気候変動適応計画策定の努力義務
- ・地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（地域気候変動適応センター）を確保
- ・広域協議会を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進

○プラスチック資源循環戦略（平成31年6月策定予定）

マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみに関する国際的な議論、中国をはじめとするアジア各国による輸入規制等を踏まえ、2019年6月（G20）までに策定予定。

<プラスチック資源循環戦略の概要>

■現状・課題認識

- ・廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による海洋汚染が世界的課題
- ・我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。
- ・一方で世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等。

■マイルストーン

- ・リデュース
2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- ・リユース・リサイクル
2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用
- ・再生利用・バイオマスプラスチック
2030年までに再生利用を倍増
2030年までにバイオマスプラスチックを約200万ト導入

○生物多様性国家戦略（平成32年度以降改定予定）

平成32年開催予定のCOP15で採択される国際的な目標「ポスト2020目標」の内容を踏まえ改定予定。

4 道の環境政策に係る主な個別計画等（環境生活部所管）の策定状況

第1次計画策定時は環境基本計画が示す施策の基本的事項に沿って策定された個別計画等は少なかったが、第2次計画策定時頃から個別計画等が作られ始め、現在は環境政策の軸となる「低炭素社会」、「循環型社会」、「生物多様性社会」のそれぞれに条例が制定され、**多くの個別計画が策定**されている。

道の環境政策に係る主な個別計画等の策定状況

施策体系	第1次計画策定時点(H10.7)	第2次計画策定時点(H20.3)	現在
1 地域から取り 組む地球環境の 保全		○北海道地球温暖化防止計画(H12.6)	◎北海道地球温暖化防止対策条例(H21.3) ○北海道地球温暖化対策推進計画(H22.5) ○北海道における気候変動の影響への適応方針(H30.9)
2 北海道らしい 循環型社会の形 成		◎北海道循環資源利用促進税条例(H17.12) ○北海道廃棄物処理計画(H13.12) ○北海道循環型社会推進基本計画(H17.3) ○北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H17.3)	◎北海道循環資源利用促進税条例(H17.12) ◎北海道循環型社会形成の推進に関する条例(H20.10) ○北海道廃棄物処理計画(H27.3) ○北海道循環型社会形成推進基本計画[改訂版](H27.3) ○北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H29.3) ○北海道バイオマス活用推進計画(H25.12) ○北海道海岸漂着物対策推進計画(第2次)(H28.3) ○北海道災害廃棄物処理計画(H30.3)
3 自然との共生 を基本とした環 境の保全と創造	◎北海道立自然公園条例(S33.4) ◎北海道自然環境等保全条例(S48.12) ○北海道鳥獣保護事業計画(第8次)(H9.4) ○北海道湿原保全マスタープラン(H6.6)	◎北海道立自然公園条例(S33.4) ◎北海道自然環境等保全条例(S48.12) ◎北海道動物の愛護及び管理に関する条例(H13.3) ◎北海道希少野生動植物の保護に関する条例(H13.3) ○北海道鳥獣保護事業計画(第9次)(H14.3) ○エゾシカ保護管理計画(H14.3) ○アライグマ対策行動計画(H15.3) ○北海道動物愛護管理推進計画(H20.2) ○北海道湿原保全マスタープラン(H6.6)	◎北海道立自然公園条例(S33.4) ◎北海道自然環境等保全条例(S48.12) ◎北海道動物の愛護及び管理に関する条例(H13.3) ◎北海道生物の多様性の保全等に関する条例(H25.3) ◎北海道エゾシカ対策推進条例(H26.3) ◎北海道知床世界自然遺産条例(H28.3) ○北海道鳥獣保護管理事業計画(第12次)(H29.3) ○北海道エゾシカ管理計画(第5期)(H29.3) ○アライグマ対策基本方針(H21.2) ○北海道動物愛護管理推進計画(第2次)(H30.3) ○知床世界自然遺産地域管理計画(H21.12) ○北海道生物多様性保全計画(H22.7) ○北海道ヒグマ管理計画(H29.3) ○北海道アザラシ管理計画(第2期)(H29.3) ○北海道湿原保全マスタープラン(H6.6) ○北海道希少野生動植物種保護基本方針(H26.1) ○北海道外来種対策基本方針(H26.3)
4 安全・安心な 地域環境の確保	◎北海道公害防止条例(S46.10) ◎北海道スパイクタイヤ対策条例(H元.10) ○北海道湖沼環境保全基本指針(H元.10)	◎北海道公害防止条例(S46.10) ◎北海道スパイクタイヤ対策条例(H元.10) ◎北海道の空き缶等の散乱の防止に関する条例(H15.3) ○北海道湖沼環境保全基本指針(H元.10) ○北海道の化学物質問題に関する取組方針(H11.6) ○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針(H16.4)	◎北海道公害防止条例(S46.10) ◎北海道スパイクタイヤ対策条例(H元.10) ◎北海道の空き缶等の散乱の防止に関する条例(H15.3) ○北海道湖沼環境保全基本指針(H元.10) ○北海道の化学物質問題に関する取組方針(H20.3)
5 各分野に共通 する施策の展開	◎北海道環境影響評価条例(S53.7)	◎北海道環境影響評価条例(S53.7) ○道の事務・事業に関する実行計画(H17)	◎北海道環境影響評価条例(S53.7) ○道の事務・事業に関する実行計画(H23) ○北海道環境教育等行動計画(H26.3)